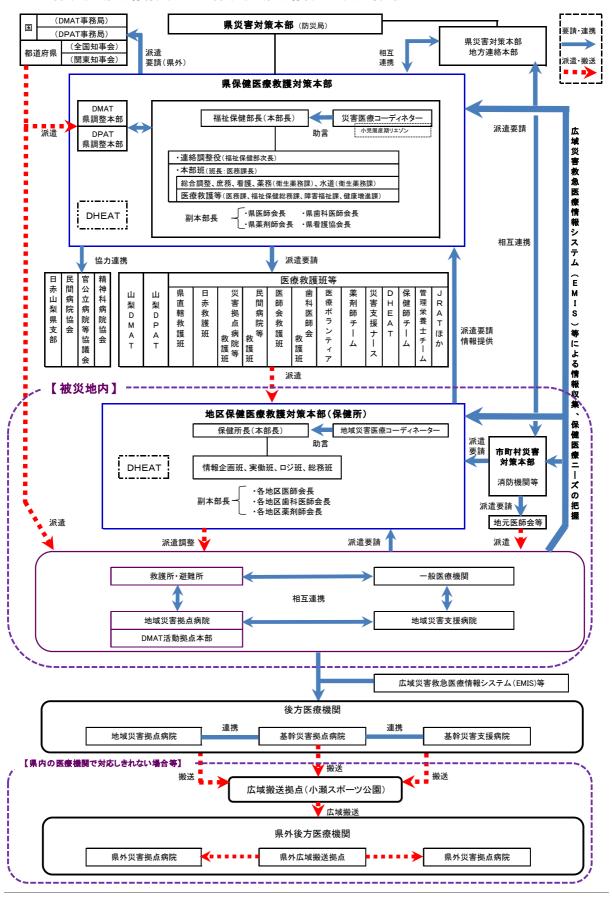
Ⅱ 保健医療救護体制及び保健医療救護班の設置・運営

ı	■保	健医療救護体制及び保健医療救護班の	D派遣体系 ·····	I I −2
1	医	療救護所の設置		II -3
((1)	医療救護所の設置・運営		II -3
((2)	医療救護所の設置手順等	••••	II —3
2	災	害拠点病院等		Ⅱ -4
((1)	災害拠点病院		п −4
((2)	災害支援病院	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	I I −5
((3)	広域搬送拠点に設置する臨時医療施	設(SCU)······	II —5
3	医	療救護班の派遣		II —5
((1)	医療救護班の編成		I I −5
((2)	医療救護班設置基準		I I −5
((3)	医療救護班の派遣要請手順		I I −5
((4)	関係機関別要請窓口		I −7
((5)	医療救護班の活動	•••••	II —7
4	D	MATの派遣		Ⅱ −7
5	D	PATの派遣		Ⅱ −7
6	災	害医療コーディネーター		I I -7
7	小	児周産期リエゾン		II —8
8	災	害時健康危機管理支援チーム(DHE	EAT)	II —9
9	そ	の他の保健医療活動チーム		II —9
10	被	災地外都道府県等からの医療救護班		II —10
((1)	県保健医療救護対策本部(医務課)		II - 10
((2)	国、県災害対策本部(事務局総合調	整班、医務班)	
		及び市町	[村災害対策本部 ······	
11	医	療ボランティアの活用		I −11
((1)	医療ボランティアの募集・受入等	••••	II —11
	医	療スタッフの応援要請及び医療ボラン	ノティア募集のフロー ・・・・	I I −11
	医	療ボランティアの応援フロー		I I −11
	555	害拠点病院等医療機関一覧		$\Pi - 13$

Ⅱ 保健医療救護体制及び保健医療救護班の設置・運営

■保健医療救護体制及び保健医療救護班の派遣体系



1 医療救護所の設置

(1) 医療救護所の設置・運営

市町村災害対策本部長又は地区保健医療救護対策本部長(保健所長)は、以下の 基準等を目安に、医療救護所を設置・運営するものとする。

① 設置基準

- a 医療施設の収容能力を超える多数の傷病者が一度に発生したとき。
- b 医療施設が多数被災し、医療施設が不足すると判断したとき。
- c 時間の経過とともに、傷病者が増加するおそれがあると見込まれるとき。
- d 災害救助法が適用されるおそれがある災害が発生したとき。
- e 被災地と医療機関との距離あるいは搬送能力により、被災地から医療機関への

傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要なとき。

② 設置数及び設置場所

広域に被害が生じている場合は、特に以下の点に留意して設置場所を決定する。 a 設置数の目安としては、傷病者の発生見込み数を勘案して、1 日当たり 50~ 100人の傷病者の応急処置が可能な範囲内で設置数を決定する。

- b 設置場所については、以下の事項を勘案して決定する。
 - (a) 特に被害の甚大な地域
 - (b) 傷病者が多数見込まれる地域
 - (c) 医療施設の稼働率の低い地域
 - (d) 傷病者が集まりやすい場所
 - (e) 二次災害を受けにくい場所
 - (f) 医療救護班を派遣しやすい場所 (医師、看護師等が集合しやすい場所)
 - (g) ライフラインの確保しやすい場所
 - (h) トリアージや応急処置が実施できる十分な広さの確保できる場所
 - (i) 搬送体制、情報連絡体制の確保しやすい場所

③ 医療救護所の役割

- a 傷病者の重症度・緊急度の判定・選別 (トリアージ)
- b 軽症患者の受入れ及び処置
- c 中等症患者及び重症患者の災害拠点病院等への搬送手配

(2) 医療救護所の設置手順等

① 市町村災害対策本部

- a 市町村災害対策本部は、被災状況を勘案して、学校、公民館等の避難所、病院、 市町村保健センター等に、適時適切に医療救護所を設置し、運営する。
- b 市町村災害対策本部は、医療救護所を設置後、速やかに設置内容(以下の事項) についてEMISに入力するとともに、併せて管轄保健所に報告する。(様式 1-3)

- (a) 設置場所(医療救護所への連絡方法、付近の医療機関の状況、医療救護所への経路等)
- (b) 医療救護班の必要性の有無(必要な医師、看護師の数等具体的な内容)
- (c) ライフラインの確保状況(電気、ガス、水道等)
- (d) 医薬品等の必要性の有無(必要なものを具体的に明示)
- c 市町村災害対策本部は、速やかに広報車や無線等を使用して、医療救護所開設状況等を住民に広報する。
- d 市町村災害対策本部は、災害規模により自ら医療救護所の設置が困難と判断した場合には、保健所等と協議のうえ共同して医療救護所を設置する。

② 県

【地区保健医療救護対策本部 (保健所)】

- a 地区保健医療救護対策本部(保健所)は、市町村災害対策本部から要請があった場合、医療救護所を設置できるものとする。
- b 地区保健医療救護対策本部(保健所)は、市町村災害対策本部の調整機能が失われていると判断した場合には、自ら医療救護所を設置し、運営する。
- c 地区保健医療救護対策本部(保健所)は、自ら医療救護所を設置した場合、速やかに設置内容をEMISに入力するとともに、市町村災害対策本部からの報告と合わせ、県保健医療救護対策本部(医務課)に報告する。(様式1-3)

【県保健医療救護対策本部 (医務課)】

県保健医療救護対策本部(医務課)は、速やかに医療救護所の設置状況等についてマスコミ等を通じて広く広報する。

2 災害拠点病院等

山梨県(福祉保健部医務課)は、災害時に被災地域や市町村を支援するため、災害拠点病院や災害支援病院を指定する。

(1) 災害拠点病院

災害時に被災地域(災害現場、医療救護所、診療所、病院)からの重症傷病者の受入や広域搬送への対応等を行う地域災害拠点病院は、医療圏毎に $1\sim2$ 病院とし、具体的には、 $\Pi-1$ 3ページのとおりとする。

また、地域災害拠点病院の機能を有するとともに災害医療に従事する要員の訓練・研修機能を有する基幹災害拠点病院については、県立中央病院とする。

(災害拠点病院の役割)

- a 傷病者の重症度・緊急度の判定・選別 (トリアージ)
- b 重症患者の受入れ
- c DMATの派遣
- d 広域搬送への対応
- e DMAT等医療救護班の受入れ

f 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し

(2) 災害支援病院

災害時に地域災害拠点病院の機能を支援する地域災害支援病院は、医療圏毎に複数とし、具体的には、II-14ページのとおりとする。

また、基幹災害拠点病院の機能を支援する基幹災害支援病院は、山梨大学附属病院及び山梨赤十字病院とする。

(災害支援病院の役割)

- a 傷病者の重症度・緊急度の判定・選別 (トリアージ)
- b 中等症患者及び重症患者の受入れ及び処置
- c 重症患者の災害拠点病院、広域搬送拠点への搬送

(3) 広域搬送拠点に設置する臨時医療施設 (Staging Care Unit : S C U)

大規模災害時に県は、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための拠点として、小瀬スポーツ公園にSCUを設置・運営する。

3 医療救護班の派遣

被災を免れた地域の医師会や災害拠点病院等は、被災現場や被災地域内にある災害拠点病院等の第一線の医療機関等を支援するため、県保健医療救護対策本部(医務課)等からの要請により医療救護班を派遣するものとする。

また、県保健医療救護対策本部(医務課)は、県内の医療救護班で対応しきれない場合は、国や他の都道府県に対し医療救護班の派遣を要請する。

(1) 医療救護班の編成

① 医師会、災害拠点病院等

地区医師会及び災害拠点病院等は、毎年あらかじめ医療救護班をそれぞれ編成し、管轄保健所を経由して県福祉保健部医務課へ報告するものとする。

② 保健所

保健所は、地区医師会及び災害拠点病院等から報告のあった医療救護班の編成表を医務課へ報告するものとする。

(2) 医療救護班設置基準

医療機関等別の医療救護班の設置基準は、別に定める。(資料編 P51 「医療救護 班設置基準」参照)

(3) 医療救護班の派遣要請手順

① 市町村災害対策本部

a 市町村災害対策本部は、地元医師会又は地元医療機関に対して医療救護班の派

遣を要請する。

b 市町村災害対策本部は、地元医師会又は地元医療機関からの医療救護班の派遣が困難と判断した場合、速やかに地区保健医療救護対策本部(保健所)を通じ県保健医療救護対策本部(医務課)へ派遣を要請する。(様式1参照)

② 被災地内の医療機関

被災地内の医療機関は、医療スタッフが不足する場合は、必要な医療スタッフの派遣又は医療救護班の派遣を広域災害・救急医療情報システム(EMIS)、電話、FAX等を利用して地区保健医療救護対策本部(保健所)へ要請する。(様式1参照)

③ 県

【地区保健医療救護対策本部(保健所)】

a 地区保健医療救護対策本部(保健所)は、被災地内の医療機関及び市町村災害対策本部からの要請を県保健医療救護対策本部(医務課)へ伝達する。(様式1 参 昭)

ただし、地区保健医療救護対策本部(保健所)管轄内で対応できる場合、管轄 内災害拠点病院等医療機関に医療救護班の出動を要請することができる。(様式 1 -2 参照)

b 地区保健医療救護対策本部(保健所)は、管内で活動する医療救護班の活動状況を定期的に県保健医療救護対策本部(医務課)へ報告する。(様式2、7参照)

【県保健医療救護対策本部(医務課)】

- a 県保健医療救護対策本部(医務課)は、地区保健医療救護対策本部(保健所)からの要請を受けて、被災していない地域にある基幹災害拠点病院、基幹災害支援病院、地域災害拠点病院及び地域災害支援病院(以下「災害拠点病院等」という。)並びに日本赤十字社山梨県支部及び地区医師会等に対し医療救護班の派遣を要請する。
- b 県保健医療救護対策本部(医務課)は、災害の規模や状況に照らし、特に緊急を要し、地区保健医療救護対策本部(保健所)からの要請を待ついとまがないと認められるときは、被災していない地域にある災害拠点病院等や地区医師会に医療救護班の派遣を要請する。
- c 県保健医療救護対策本部 (医務課) は、県内の医療体制では対応できないと判断した場合には、直ちに国に対し応援を要請する。
- d 県保健医療救護対策本部(医務課)は、国に対する応援要請によっても救護班が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、応援を要請する。
- e 県保健医療救護対策本部(医務課)は、医療救護班の活動状況についてインターネット等を活用して公表する。

【被災地以外の県内保健所】

被災地域の保健所を支援するため、被災地域外の保健所に対して県保健医療救

護対策本部から医療救護班の支援要請があった場合は、当該保健所は、要請内容に応じて支援可能な災害拠点病院等の中から、順次支援を要請し、応諾の回答を得たら県保健医療救護対策本部にその内容を伝達する。医療機関に対する派遣要請の手続は県保健医療救護対策本部が行う。

④ 県保健医療救護対策本部から要請を受けた時の対応

【基幹災害拠点病院、基幹災害支援病院、地域災害拠点病院、地域災害支援病院、日本赤十字社山梨県支部及び地区医師会等】

県保健医療救護対策本部から医療救護班の派遣要請を受けた関係機関は、あらかじめ定められた医療救護班等編成表(資料編P50~ 61「医療救護班等編成表」のとおり)により、医療救護班を派遣する。

ただし、災害拠点病院等の長は、災害の規模や状況に照らし、特に緊急を要し、 要請を待ついとまがないと認められるときは、医療救護班を派遣することができ る。この場合、速やかにその旨を、県保健医療救護対策本部(医務課)へ報告する。

(4) 関係機関別要請窓口

資料編 P5 ~17 「報告・要請・伝達先一覧」のとおり

(5) 医療救護班の活動

医療救護班の活動内容については、「V 保健医療救護活動」のとおり。

【医務課】

医務課は、災害時の医療救護用備品、救急医療セットを保健所へ備え、定期的に 更新し、これを派遣する医療救護班へ提供するとともに広域医療搬送拠点での活動 等に使用する。

4 DMATの派遣

DMATの派遣については、 $N-1 \sim N-6$ 「N DMAT(災害派遣医療チーム)」のとおり。

5 DPATの派遣

DPATの派遣については、 $V-11\sim V-14$ 「7 精神保健医療対策」のとおり。

6 災害医療コーディネーター

- (1) 知事は、災害医療に精通し、かつ、山梨県の医療の現状について熟知している者をコーディネーターとして委嘱する。
- (2) 災害医療コーディネーターは、県保健医療救護対策本部の本部長の要請により、 災害発生直後の急性期から亜急性期、慢性期に移行し、医療救護活動が安定する までの間、県又は地区保健医療救護対策本部に入り、以下の業務を行う。

- a 医療機関等の被災状況や傷病者の状況に関する情報の収集、分析
- b 医療救護班の派遣及び配置に関する調整及び助言
- c 被災傷病者の搬送及び収容先医療機関の確保に関する調整及び助言
- d 保健医療調整本部の運営支援
- e その他医療救護に関し必要な調整及び助言
- (3) 県保健医療救護対策本部にDMAT山梨県調整本部が設置されたときは、状況 に応じて当該本部の本部長を兼ねる。
- (4) 県保健医療救護対策本部に参集後は、県内の関係機関及び、各分野のリエゾンと連携して被災状況及び医療資源の情報等を収集する。また、地域災害医療コーディネーターと県内の被災状況等に関する情報を共有する。
- (5) 災害医療コーディネーターと各専門分野における医療救護担当者は、次のとおり連携を図る。
 - ① 医療従事者の派遣要請関係(DMAT、DPAT除く) 医務課、健康増進課、衛生薬務課、障害福祉課、福祉保健総務課は、協定締結 団体や関係機関と連携し、災害医療コーディネーターの指示のもと、災害時に医 療従事者の派遣要請に関する調整業務を行う。

<u> </u>					
協定締結団体	県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、				
防化种和凹件	県災害リハビリテーション支援関連団体協議会				
旧内明校司从	日本赤十字社県支部、病院協会、官公立病院等協議				
県内関係団体	会、県精神科協会、県赤十字血液センター 等				
	日本医師会、日本赤十字社、国立病院機構、地域医療				
	機能推進機構、全日本病院協会、日本精神科病院協				
県外関係団体	会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、				
	日本産婦人科学会、日本小児科学会、日本集団災害医				
	学会、全国自治体病院協議会 等				

7 小児周産期リエゾン

- (1) 知事は、災害医療に精通し、かつ、山梨県の小児周産期医療の現状について熟知している者を災害時小児周産期リエゾンとして委嘱する。
- (2) 災害時小児周産期リエゾンは、県保健医療救護対策本部の本部長の要請により、 直ちに参集するよう努める。ただし、災害時小児周産期リエゾンは、災害発生時 において必要と判断した場合は、本部長の要請を待たずに参集し、必要な業務を 開始することができることとし、業務開始後、速やかに本部長に報告を行う。
- (3) 被災県の災害時小児周産期リエゾン等から、本県に対し、本県への搬送受入れ や診療に係る医療従事者の支援等の求めがあり、県が県災害医療コーディネーターとの協議を踏まえ、必要と判断し、要請がなされた場合には、直ちに参集に努める。
- (4) 県保健医療救護対策本部に参集後は、県災害医療コーディネーター等の関係者

と連携して被災状況及び医療資源の情報等収集するとともに、以下の業務を行う。 a 県が行う災害時小児・周産期医療対策に対する医療の専門的見地からの助言を 行う。

- b 被災地等における小児・周産期医療ニーズの情報収集と発信を行う。
- c 災害急性期における母体・新生児等の受入医療機関や搬送の調整を行う。
- d 被災地等への医師派遣の調整を行う。
- e 避難所における妊婦、乳幼児への情報提供や避難所の評価を行う。
- f その他知事が必要と認めた事項を行う。

8 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)

災害が発生した際に、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所が行う、保健医療行政の指揮調整機能を応援するため、構成する応援派遣チームであり、平成30年3月に国(厚生労働省)において制度化された。

主な業務は、災害発生時の健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などが円滑に実施されるよう、被災都道府県等の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所を応援することである。

なお、DHEATのチーム編成、応援等の安全の確保・装備等の準備、国との調整などDHEATの応援派遣に係る諸業務を調整する「応援調整窓口」は福祉保健総務課におく。

*Disaster Health Emergency Assistance Team

- (1) 地区保健医療救護対策本部(保健所)からのDHEAT派遣要請
 - ① 地区保健医療救護対策本部(保健所)は、被災状況や職員の稼働体制から連絡調整が機能不全に陥り、機能等をサポートすることが必要であると判断した場合は、県保健医療救護対策本部(福祉保健総務課)に派遣要請を行う。
 - ② 県保健医療救護対策本部(福祉保健総務課)は、本県職員等によるDHEAT を編成し、地区保健医療救護対策本部(保健所)に派遣し、保健所機能の維持や保健医療活動チームの受入れ調整など本部機能の強化に努める。
- (2) 他都道府県への応援要請

県保健医療救護対策本部(福祉保健総務課)は、本県職員によるDHEAT編成が困難な場合等については国(厚生労働省)に対しDHEATの応援派遣に関する調整を要請するとともに、県災害対策本部を通じて震災時の相互応援協定に基づき協定締結都県に対して派遣要請を行う。

9 その他の保健医療活動チーム

市町村災害対策本部は、被災状況や避難所の医療ニーズに応じて、各保健医療救護活動を行う各チームの派遣要請を地区保健医療救護対策本部(保健所)を通して 県保健医療救護対策本部に要請する。(様式 1-4 参照)

県保健医療救護対策本部は、各班に派遣要請を行い、応諾の可否を地区保健医療

救護対策本部に伝える。(様式 1-5 参照)

各チームは地区保健医療救護対策本部(保健所)に参集後、活動するものとし、 地区保健医療救護対策本部の開催する調整会議に出席する。各チームの被災地まで の移動及び活動は、原則、各チームで行うものとする。

【歯科医師会救護班】

歯科医師会救護班は、山梨県歯科医師会や日本歯科医師会から派遣される歯科 医師等により構成する。

【薬剤師チーム】

薬剤師チームは、山梨県薬剤師会や日本薬剤師会から派遣される薬剤師等により構成する。

【災害支援ナース】

災害支援ナースは、日本看護協会や山梨県看護協会から派遣される看護師等に より構成する。

【保健師チーム】

保健師チームは、県保健福祉事務所や本庁各課の保健師や各都道府県、保健所設置市の自治体職員で構成する。

【災害時リハビリテーション支援チーム(JRAT)】

災害時リハビリテーション支援チームは、山梨県災害リハビリテーション支援 関連団体協議会から派遣される医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介 護支援専門員により構成する。

10 被災地外都道府県等からの医療救護班

被災地外都道府県への医療救護班の派遣要請や受入活動に関しては、以下の手順により行う。(搬送方法は、「V 緊急搬送マニュアル」参照)

(1) 県保健医療救護対策本部 (医務課)

- ① 県保健医療救護対策本部(医務課)は、県内の医療体制では対応できないと判断した場合には、直ちに国に対し応援要請を行う。
- ② 県保健医療救護対策本部(医務課)は、国に対する応援要請によっても医療救護班が不足する場合は、県災害対策本部を通じて相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、医師等の派遣を要請する。
- ③ 県保健医療救護対策本部(医務課)は、被災地外都道府県等からの医療救護班の受入について、地区保健医療救護対策本部(保健所)及び市町村災害対策本部等と派遣先を調整する。

(2) 国、県災害対策本部 (事務局総合調整班、医務班)及び市町村災害対策本部

国は、県からの医療救護班派遣要請を受け、被災地外都道府県の患者搬送拠点から県内の広域搬送拠点まで、自衛隊のヘリコプター等により医療救護班を搬送する。

県災害対策本部(事務局総合調整班、医務班)及び市町村災害対策本部は、広域搬送拠点から災害拠点病院等まで、ヘリコプターや車両等により、医療救護班を搬送する。

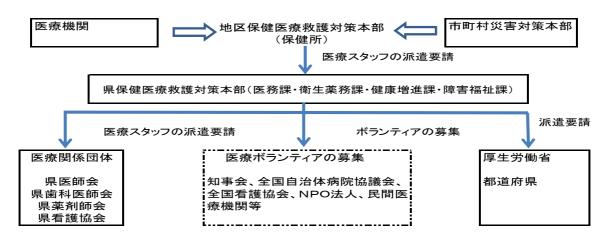
11 医療ボランティアの活用

医療ボランティアは、被害の状況がある程度明らかとなった段階で募集や受入を 行うこととし、その手順は以下のとおりである。

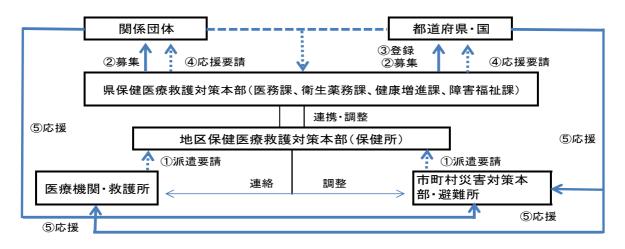
(1) 医療ボランティアの募集・受入等

医療ボランティアは、被災地におけるライフライン等の寸断などその事態に照らし、原則として自給自足で活動のできる体制を有するものについて募集・受入を行う。

■医療スタッフの応援要請及び医療ボランティア募集のフロー



■医療ボランティアの応援フロー



① 市町村災害対策本部、医療機関

a 派遣要請

市町村災害対策本部及び医療機関等は、医療スタッフが不足すると見込まれる ときは、地区保健医療救護対策本部(保健所)へ医療スタッフの派遣(応援)要 請を行う。

b 派遣受入

市町村災害対策本部及び医療機関等は、派遣された医療スタッフを指揮するものとする。

2 県

a 医療ボランティアの募集等

県保健医療救護対策本部(医務課・衛生薬務課・健康増進課・障害福祉課)は、 市町村災害対策本部や医療機関からの医療スタッフの派遣要請を受け、県内医療 機関や県内医療救護班などでは医療救護対策に不足が生ずると見込まれるときに は、国や他の都道府県に派遣要請を行うが、それでも不足が見込まれるときなど に、知事会、全国自治体病院協議会、日本看護協会等を通じ、医療ボランティア (医療スタッフ)の募集を広く呼びかける。

b 登録窓口

他都道府県からの受入窓口は、県保健医療救護対策本部(医務課・衛生薬務課・ 健康増進課・障害福祉課)が行い、県内からの受入窓口は、地区保健医療救護対 策本部(保健所)が行う。

c 調整及び派遣元への要請

医療ボランティアの応援要請は、市町村災害対策本部、医療機関からの要請により県保健医療救護対策本部(医務課・衛生薬務課・健康増進課・障害福祉課)が地区保健医療救護対策本部(保健所)等と調整のうえ応援元に対し行う。

③ 関係団体

県医師会等関係団体は、医療スタッフの応援要請又はボランティアの募集等が あった場合は、ボランティア登録等への協力を行うものとする。

■ 災害拠点病院等医療機関一覧

◇ 基幹災害拠点病院

病院名等	一般病 床数(床)	電話 防災電話 衛星携帯電話	FAX	E-mail
県立中央病院 甲府市富士見1-1-1	629	055-253-7111 9-210-	055-253-8011	chubyo@pref.yamanashi,jp
		090-3097-5008		

◇ 基幹災害支援病院

病院名等	一般病 床数(床)	電話 防災電話 衛星携帯電話	FAX	E-mail
山梨大学医学部附属病院	566	055-273-1111	055-273-7108	
中央市下河東1110		9-220-1-081	9-220-2-081	bousai@yamanashi.ac.jp
		080-1234-8935		
山梨赤十字病院	224	0555-72-2222	0555-73-1385	rchfuji@mfi.or.jp
富士河口湖町船津6663-1		9-220-1-082	9-220-2-082	romgjemnor.jp
		090-3235-7266		

◇ 地域災害拠点病院

	之以久日 <u>泛</u> 点所说	一般病	電話			
	病院名等	床数(床)	(防災電話)	FAX	E-mail	
甲	市立甲府病院	402	055-244-1111	055-220-2650	L	
	甲府市増坪町366		9-220-1-083	9-220-2-083	<u>byoinssm@city.kofu.lg.jp</u>	
府			080-8762-8856			
	白根徳洲会病院	145	055-284-7711	055-284-7721	saigai@shiranetoku.jp	
中	南アルプス市西野2294-2		9-220-1-088	9-220-2-088	<u>saigai@sniranetoku.jp</u>	
+			080-2257-9543			
北	韮崎市立病院	141	0551-22-1221	0551-22-9731	hoonital@aity niracaki la in	
10	韮崎市本町3−5−3		9-220-1-087	9-220-2-087	hospital@city.nirasaki.lg.jp	
			090-1439-7573			
	山梨厚生病院	339	0553-23-1311	0553-22-1000	kikaku@kousei.jp	
峡	山梨市落合860		9-220-1-084	9-220-2-084	<u>Kikaku@kousei.jp</u>	
<u> </u>			080-8437-6877			
東	笛吹中央病院	150	055-262-2185	055-262-5985	fuefukihp@fch.or.jp	
木	笛吹市石和町四日市場47-1		9-220-1-085	9-220-2-085	Tuerukinp@rcn.or.jp	
			090-4071-6256			
峡	峡南医療センター	154	0556-22-3135	0556-22-3884	fk@kyonan−mc.jp	
南	富士川病院		9-220-1-086	9-220-2-086	IK@Kyonan mc.jp	
1+1	富士川町鰍沢340-1		080-2599-2873			
富	富士吉田市立病院	254	0555-22-4111	0555-22-6995	byoin@fymh.jp	
±	富士吉田市上吉田6530		9-220-1-089	9-220-2-089	<u>Буонтетупппдр</u>	
-			090-1667-1376			
東	大月市立中央病院	144	0554-22-1251	0554-22-3765	jji-hp@city.otsuki.lg <u>.jp</u>	
部	大月市大月町花咲1225		9-220-1-090	9-220-2-090	iii iib oicy locodiniig.jp	
	- 줘ᄔᅜᄿᄛᄳᅩᅩᆄᇚᄼᅜᅙ		080-8437-4885			

[※]この外地域災害拠点病院を補完する病院として地域災害支援病院を複数指定している。

◇ 地域災害支援病院

	<u>地域火舌又接柄院</u> 病院:	電話 衛星携帯電話	FAX		
甲	独立行政法人国立病院機構甲府病院	甲府市天神町11-35	055-253-6131 8816-5146-4589	055-251-5597	
府	独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院	甲府市朝日3-8-31	055-252-8831 080-8764-5720	055-253-4735	
l,i-i	甲府共立病院	甲府市宝1-9-1	055-226-3131	055-226-9715	
	貢川整形外科病院	甲府市新田町10-26	055-228-6381	055-228-6550	
	武川病院	昭和町飯喰1277	055-275-7311 080-8764-8644	055-275-4562	
	三枝病院	甲斐市竜王新町1440	055-279-0222 080-2584-6517	055-279-3042	
	赤坂台病院	甲斐市竜王新町2150	055-279-0111 080-8764-8643	055-279-3912	
	竜王リハビリテーション病院	甲斐市万才287	055-279-1155 080-8764-8640	055-279-1262	
中	高原病院	南アルプス市荊沢255	055-282-1455 080-8764-5718	055-284-3877	
北	巨摩共立病院	南アルプス市桃園340	055-283-3131 090-4841-7520	055-282-5614	
	宮川病院	南アルプス市上今諏訪1750	055-282-1107 080-8764-8645	055-282-1108	
	北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田773	0551-42-2221 080-2584-6519	055-142-2992	
	北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田3954	0551-32-3221 080-2584-6522	0551-32-7191	
	恵信韮崎相互病院	韮崎市一ツ谷1865-1	0551-22-2521 080-2584-6526	0551-23-1838	
	加納岩総合病院	山梨市上神内川1309	0553-22-2511 080-2584-2511	0553-23-1872	
	塩山市民病院	甲州市塩山西広門田433-1	0553-32-5111 870-7722-83974	0553-32-5115	
	甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼950	0553-44-1166 870-7722-88082	0553-44-2906	
峡	山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平302-2	0553-35-2025 870-7722-86790	0553-35-4434	
東	富士温泉病院	笛吹市春日居町小松1177	0553-26-3331	0553-26-3574	
	甲州リハビリテーション病院	笛吹市石和町四日市場2031	055-262-3121 080-8764-8638	055-262-3727	
	石和温泉病院	笛吹市石和町八田330-5	055-263-0111 080-8764-8638	055-263-0260	
	石和共立病院	笛吹市石和町広瀬623	055-263-3131 080-2584-6524	055-263-3136	
	一宮温泉病院	笛吹市一宮町坪井1745	0553-47-3131 080-8808-0963	0553-47-3434	
	峡南医療センター 市川三郷病院	市川三郷町市川大門428-1	055-272-3000	055-272-0937	
	組合立飯富病院	身延町飯富1628	0556-42-2322 080-2584-6528	0556-42-3481	
峡	身延山病院	身延町梅平2483	0556-62-1061 080-2584-6529	0556-62-1306	
南	峡南病院	富士川町鰍沢1806	0556-22-4411 080-2584-6530	0556-22-6553	
	しもべ病院	身延町下部1063	0556-36-1111 080-8764-8646	0556-36-1556	
富士	上野原市立病院	上野原市上野原3195	0554-62-5121 080-2584-6520	0554-63-2469	
東部	都留市立病院	都留市つる5-1-55	0554-45-1811 080-2584-6518	0554-45-2467	